



Title	「コソアで指示する」ということ：直示（ダイクシス）についての覚書
Author(s)	岡崎, 友子
Citation	語文. 2004, 83, p. 59-70
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69047
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「コソアで指示する」ということ

——直示（ダイクシス）についての覚書——

岡 崎 友 子

一はじめに

現代日本語の指示詞（コソア）研究はこれまで、二つの側面で議論されてきた。

まず一つは、直示用法の指示範囲（人称・距離区分説）や、照応用法のソニアの使い分けの問題等といった具体的な用法の研究である。これについては近年、膨大な数の報告がなされており、特に金水・田窪（一九九〇）金水（一九九九）等の論考により、この用法に関する分析は、かなりの高い水準に達したと言える。そして、もう一つの研究の側面として、コソアの指示（直示等）自体の概念を扱ったものがある。これについては菅見の限りでは、田窪（一九九〇）奥田（二〇〇一）渡辺（二〇〇一）等の研究があるが、先の具体的な用法の研究に対し、かなり少ない。さらに、これらの先行研究では、直示自体の規定が明確になされないまま、個々の議論が展開されているため、その真の問題点が

見え難くなっている。このようにコソアの指示（直示等）自体に関するには、未だ議論の余地があると思われる。

また、これまでの筆者自身の研究でも、コソアが行う働きについて、「直示」「指示する」「指す」等を使用してきたが、果たしてこれらが本質的にはどのようなものであるかということに、あまりに無自覚であったと言わざるを得ない。

そこで本論は先行研究を基に、コソアの直示（ダイクシス）そのものを明確に規定することを目標とする。なお、ダイクシスに関しては、空間的な問題だけではなく、人称的（私・あなた等）、時間的（今・昨日等）という様々な問題が含まれているが、本論では紙幅の都合から空間的（コソア）な問題に焦点を絞っていく。

二直示（ダイクシス）と指示

直示（ダイクシス）と指示との関係については、前者は後者の下位範疇である、とするのが一般的と考えられるが、この直示

(ダイクシス) を含む「指示」の下位分類・用語は、先行論文によつてかなり相違する。そこで以下の表一に、先行研究の指示の分類を示す。この表一の二重線で囲んだ部分が、各論の直示(ダイクシス)と目される部分である。

このように直示(ダイクシス)は、金水(一〇〇〇)で指摘されているように、眼前指示・直接指示・現場指示と、各論において区別もなく用いられている。そしてさらに、直示(ダイクシス)の規定が明確になされていない為に起こる様々な問題が、各論で論議されている。そこで、本論に入る前にこれらの問題を整理しておく。

表一

コソアの「指示」の下位分類	
渡辺(一〇〇三)	ダイクシス
金水(一九九九)	直示用法
吉本(一九九二)	現場指示
久野(一九七三)	眼前指示
三上(一九七〇)	直接指示
岡崎(一〇〇二)	直示用法
	観念用法
	照応用法

* 強調文字「記憶指示」「ア」「観念用法」の部分は、直示(ダイクシス)に、かなり近いとされるもの。

①【直示の定義について】コソアのダイクシス用法である「直示」を、どのように定義するのか。また、コソアで「指示する」という行為はどのようなものか。

②【非言語行為が義務的であるとされる問題について】渡辺(一〇〇三)では、指差し等が義務的である非言語的指示行為依存ダイクシス「直示語」(コソア)と、指差し等が不必

要である発話場面依存ダイクシス「指標詞」(私、今、一部のコトソ)に分類している。この分類は日本語の指示詞の機能にとって本質的なものか。

③【(一般的な)直示と直示の象徴的用法の問題について】②と密接に関連する問題であるが、金(一〇〇四)では(1)を直示の象徴的用法、(2)を直示(一般的な直示語)として、その用法を分類している。これについても、再検討する必要があるだろう。(1)(2)の例は、金(一〇〇四より)

(1) A(ある会社を訪ねて) ここは田中社長の居られる会社でしょう?
B はい? そうです。失礼ですが、どちら様でしょうか。
(5頁)

(2) (目の前のレストランを指差しながら聞き手に)
明日の昼十二時頃、ここで食事しない?
(9頁)

④【(ソ系の直示の問題について】(3)のような用法を、ソ系の直示の特殊なものとする立場(金水(一〇〇〇))と、一般的

な直示とする立場（渡辺二〇〇三）がある。このようなソ系の扱いをどのようにするか。また、なぜこのように直示の規定に相違が生じるのか。

(3) Aもしもし、田中君ですか。

Bはいはい、山田君？ そこ、どこ？

(金水二〇〇〇より、162頁)

本論では、これらの問題を詳細に考察した上で、指示詞の「直示」及び指示詞が「指示する」ということの本質について検討する。

三 直示の定義（仮説）

先行研究において直示は、金水（一九九九）で「談話に先立つて言語外世界にあらかじめ存在すると話し手が認める対象を直接指示し、言語文脈に取り込むことである」（68頁）とし、また渡辺（二〇〇三）は「ダイクシス、指示対象の同定が発話場面に依存する指示」（49頁）とする。そこで本論では、コソアの直示の定義を、以下のように仮定する。

(4) 【原則的な直示の定義】（仮）

I 意図 話し手がIV場面に存在するIII対象を、言語文脈に取り込むために行う。

II 方法 話し手の発話場所を座標軸として、発話そのもので

III 対象を指示する。また、「指差し」等の身体的指示動作は、直示の補助的ツールである。

III 対象 談話空間において、話し手が視覚・聴覚等で物理的に、また感情・感覚等で仮構的にその存在を捉えられる全てのものごと。

例（仮構的）なかなかこの思いが彼女に伝わらない。 IV 場面 話し手と聞き手の、談話空間及び談話時間が一致する場。

なお、指示詞による「指示」という行為は、話し手の「[対象を]指示する」行為だけではなく、聞き手の「[対象を]同定する」という行為を必然的に伴う。しかし、この二つの行為は別のものであり、(4)の原則的な直示の定義は、話し手の行為のみを定義するものである。これについては、次節で詳しく考察する。

この直示の問題について、I意図はほとんど問題がないと考えられる。しかし、IIからIVについては、渡辺（二〇〇三）金（二〇〇四）等で（直示の定義はなされていないが）相違があるため、二節であげた②～④のような問題が生じていると考えられる。そこで、これらの問題について用例をもとに考察を加えながら、上記の直示の定義をさらに精密化していく。

四 直示のII方法とIII対象について

本節では、二節の問題②・③を検討することにより、先の(4)のII方法・III対象を明確に規定していく。まず、本節で中

(5) a 直示のⅡ方法

話し手は発話場所を座標軸として、対象までの距離・人称表示である「コ（近い）・ソ（やや遠い・聞き手に近い）・ア（遠い）」で対象を指示する。なお、コソアの直示は発話のみで行われるもので、指差し等の身体的指示動作はコソアの直示にとって常に義務的ではない。この身体的指示動作とは、距離（人称）・発話状況・属性（語彙）情報を考慮した上（語用論的理由）で、聞き手の同定には必要であると、話し手が想定した場合に行われる補助的ツールである。

b 直示のⅢ対象

話し手は談話空間において、その存在を確認できる全てのものごとを直示できる。但し対象が、話し手が心理的に指定する空間である場合と、視覚的に捉えられる事物を指示する場合とでは制約が異なる。

では、二節の問題②・③について詳しく考察していく。

まず、二節の②で述べたように渡辺（二〇〇三）では、直示（渡辺二〇〇三では、ダイクシス）を、指差し等が不要である発話場面依存ダイクシス「指標詞」（例6）と、指差し等が義務的である非言語的指示行為依存ダイクシス「直示語」（例7）に分類している。⁽³⁾ この分類は金（二〇〇四）の直示の象徴的用法と、直示（一般的な直示語）の分類に対応する。

(6) (渡辺二〇〇三の指標詞、金二〇〇四の象徴的用法)

(喫茶店の中で) ここ／この喫茶店、静かでいいね。

(7) (渡辺二〇〇三の直示語、金二〇〇四の直示語) (通りをあるいているとき喫茶店を指しながら)

ここ／この喫茶店、静かでいいよ。

(例文は渡辺二〇〇三より、422頁、「指差し」は原文のまま) では、②の問題点であげた、渡辺（二〇〇三）の「指差し」等の身体的指示動作が、直示語の用法では義務的とされることについて、(8)～(10)の直示の用例をもとに検証していく。

(8) (オープンカフェの席。女性客は数人。ターゲットは五席

向こうにいる女性)

a ほら、あれが太郎を振った女だよ。

b ほら、あの女が太郎を振った女だよ。

(8) a bでは距離（ア「遠い」）・発話状況（複数人の女性がいる）の問題から、「目配せ」「軽い指差し」といった身体的指示動作が必要であろう。

次に、(9) aも何らかの身体的指示動作が必要だと思われるが、(9) bにおいては、「研究室は一人きり、女性の持っていたバックは一つ」という状況であれば、「指差し」等の身体的指示動作は特に必要ない。

(9) (研究室に入ってきた女性に)

a あら、それとも素敵だね。

b あら、そのバックとても素敵だね。

そして、(10) a b では、「指差し」等の身体的指示動作は必要ないだろう。

(10) (田の前にマネキン一体。マネキンにはプライスカードが

貼つてある。)

a うわ、これ高いね！

b うわ、この服高いね！

そこで本論では、この直示における「田配せ」「指差し」等の身体的指示動作の伴いやすさについて、以下の三つの要素が関連していると推測する。

(11) a 距離（人称）、b 属性（語彙）情報、c 発話状況

まず、議論をより明確にする為、単純化した指示の過程を(12)に示す。

(12) 指示の過程（図一）

話し手

「対象を認識」

「座標軸からの距離を計算・コソア選択」

「コソアを発話」

聞き手
「対象を同定」

- (第一 発話状況が与える影響)
- 次に第一として、発話状況が聞き手の対象の同定に与える影響についても考える必要がある。日本語においては、田窪(一〇〇二)で指摘するように、発話状況によっては普通名詞のみでも、現場の要素を直示することができる。
- (13) 本取って。
(田窪一〇〇一より、203頁)

図一の指示の過程の上に、日本語の指示詞による指示には、次

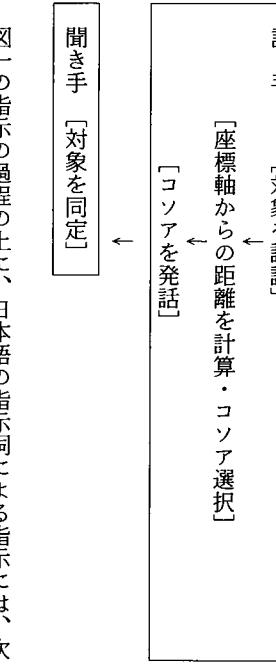
の二点に留意する必要がある。

(第一 指示詞の語構成要素の与える影響)

まず、第一として日本語の指示詞を構成する語の要素（特に語尾）が、聞き手の対象の同定に与える影響を考慮する必要がある。

日本語の指示詞はコソアという距離を表す形態素を語頭に、「一レ、一コ、一ノ（+名詞）」、「一ナ」等の形態素を語尾に持つ語類である。そして、これらはそれぞれ、「一レ（物）」「一コ（場所）」「一ノ（+名詞（物等））」「一ナ（様態）」等の属性情報を持つ。このように話し手は指示詞を発話することにより、聞き手に対し距離表示だけではなく対象の属性情報もある程度は与えている。

なお、これらの属性情報について、先の(9) a 「それ」 b 「そのバック」では、(9) a 「一レ」より(9) b 「一ノ（+名詞）」方が、普通名詞の語彙情報が付加される分、聞き手に与えられる情報の量は当然多い。



この普通名詞による指示と同様に、先の(9) b 「そのバック」も、「研究室は一人きり、女性の持っていたバックは一つ」という発話状況では、ソによる距離（又は人称）表示と普通名詞「バック」の語彙情報のみで十分同定可能である。（もし研究室に複数人、またバックも複数個の場合には、身体的指示動作がないと同定は困難）

(9) a あら、それとも素敵だね。

b あら、そのバックとも素敵だね。（再出）

以上のように、コソアによる距離（人称）表示と、上記の二つの留意点である「一コ・一レ・一ノ（+名詞）」等による属性（語彙）情報、さらに発話状況から総合的に、聞き手は指示対象を推定、そして同定していると考えられる。

(11) a 距離（人称）、b 属性（語彙）情報、c 発話状況

（再出）

そこで話し手の指示行為としては、(8) (9) の「コレ・ソレ」のように情報が少ない場合（「一レ」の「物」という情報のみ）や、(8) b 「あの女」のように距離が遠く、また発話状況（複数女性がいる）から対象をひとつに絞り込めない場では、話し手は聞き手の同定が困難であると予測し、「指差し」「指差し」等の身体的指示動作を補助的に用いると考えられる。

これとは対照的に、語尾が「一レ」という情報が少ない場合でも、(10) a 「これ」のように距離も近く、対象がひとつという

発話状況であれば、話し手は聞き手の同定が容易であると予測し、身体的指示動作は行わない（勿論、行っても問題はない）。

以上、コソアの直示とは、(12) 図一の右部である話し手の行為（対象を認識→対象までの距離を計算→コソア選択→発話）のみを指し、その他「指差し」等の身体的指示動作は、直示にとって常に義務的ではなく、語用論的に必要であると予測された場合に表れる補助的なツールであると考える。

次に、上記の問題と関連する二節の問題点③を検討していく。金(二〇〇四)では、(14)のようなコの指示を、直示の「象徴的用法」として（一般的な）直示とは分類して考えるべき用法であることを主張する。

(14) この国ではいったい誰が外国人なのか外見では判断できないだろうし、また外国人かどうかを判定する必要もないのだ。（以下省略）
（金二〇〇四より、5頁）

金(二〇〇四)の直示の「象徴的用法」は、堀口（一九八七）の「絶対指示」の概念を具体化したものであり、その指示対象は話し手本人、もしくは話し手を含む時間と場所、またはある状況の程度があげられている。（先にも述べたが、この「象徴的用法」は渡辺（二〇〇三）の「指標詞」にある）

この「絶対指示」「象徴的直示」は、「常に特定の対象を絶対的に指示する用法」（堀口一九八七、89頁）「その指示対象を直接指

で指し示すことができないこと、また発話の状況／直示の中心に
関する情報があれば、それのみで指示対象が決まるということか
ら、「一般的な直示用法とは異なる」（金二〇〇四、5～6頁）と
いう特徴を持つ用法であると指摘されている。

そこでこの分類に対し、次のような疑問点⁽⁶⁾が浮かび上がる。

(15) 「絶対指示」「象徴的直示」は、コのみの用法であり、ま
た指示対象は場所・時間・程度というように、かなり用
法に偏りがある。また、先に述べたように身体的指示動

作は直示にとって補助的なものであることから、指差し
できる・できないという観点から用法を分類することは
できない。以上から、「絶対指示」「象徴的直示」を指示
の一用法として、「一般的な」直示とは別に分類すること
は指示にとって本質的な問題か。

本論では、(6)(14)等のコについて「象徴的直示」といった
別の用法ではなく、田窪(二〇〇二)の近称制約⁽⁷⁾を受ける直示で
あると考える。この近称制約とは、田窪(二〇〇二)で「自分の
手にもっているものを指すとか、自分が直接操作できる身体部位
などを指して同定する場合は、コ系列を使うのが原則である」
(200頁)というような、コが義務的である状況をいう。

そこで、田窪(二〇〇二)の近称制約を受ける空間に関する指
摘を引用する。

しかし、空間の場合は、話し手や聞き手自身が含まれてい
る場合とその空間から外に出ている場合とでは多少相違が
ある。例えば話し手が部屋の中に入っていて、その部屋を
示す場合は「この部屋」であり、それ以外の表現は不可能
である。この意味で空間に入っている場合は近称制約を受
けることになる。

(田窪) 二〇〇一、201～202頁

では、この近称制約を受ける空間とは、どのようなものである
うか。そこで、分かりやすく説明するため、話し手の直示におけ
る心的なイメージを表してみたい。

まず、話し手は談話空間の中心である座標軸に立っており、そ
の空間はイメージとして、ある限られた境界に囲まれている。そ
の限られた空間とは、話し手がコ系的と指定する領域である。
じる領域であり、話し手が心理的(なわばり的)⁽⁸⁾に近いと感
じる領域は話し手の心理的操作によって、自由に拡大・縮小する。例え
ば、六畳の「この部屋」、さらに二十五階建ての「この会社」、さ
らには最も広大な「この世界」といったものまで、コ系的な領域
は拡大・縮小する。

そしてこのコ系的な領域は、話し手が心理的に指定するもので
あり、話し手は指さし等の身体的指示動作でこれらを示すことは
できない。

ここまででは、心理的に措定する対象の直示について述べてきたが、実際に談話空間に存在する、視覚で捉えられる対象の直示に最も近称制約を受けるものがある。

それは、先の田窪（一〇〇一）で指摘する、話し手の手に持っているものや、直接稼働できる身体部位等を直示する場合である。これらの事物の直示は、先の近称制約を受ける空間の直示と、対象の自己操作可能性という点で類似している。

しかし、それ以外の視覚で捉えられる対象の直示については、近称制約を受けることはない。このように直示は、その指示対象によって制約が異なることを注意しておく必要がある。

そこで、先の二節③の問題に戻ってみたい。（1）の例の場合には近称制約を受ける空間である為、「ここ」しか用いることができない。それに対し（2）では、空間ではなく、目の前の視覚で捉えられる事物（レストラン）として直示している為、（もちろん自己の操作可能性はなく）近称制約は受けない。

（1）A（ある会社を訪ねて）（ここ／＊そこ）は田中社長の居られる会社でしょう？

（2）（目の前のレストランを指差しながら聞き手に）

明日の昼十二時頃、（ここ／そこ）で食事しない？

（再出、但し（1）（2）に「そこ」を加えた）

以上のように、金（一〇〇四）「象徴的直示」堀口（一九八七）「絶対指示」は、近称制約を受けた直示であると考えられる。確

かに、制約を受けるという点で特徴がある直示と言えるが、しかし、直示と別の用法として分類するのは不適切であろう。

四 直示のIV場面について

次に、コソアの直示のIV場面について、以下の点を中心に考察する。

（16）IV場面について

原則的な直示は、話し手と聞き手の談話空間及び談話時間が一致する場である。その他、電話や手紙等の話し手（書き手）と聞き手（読み手）の談話空間や談話時間がずれる場合や、独り言のように聞き手が存在しない場合は、その直示に制約が生じる。

では、電話における直示を中心検討することにより、その直示の特徴を探っていく。

なお、独り言による直示については、田窪（一〇〇二、198頁）「聞き手の近傍にある対象は、独り言と対話とでは異なった指示詞が用いられる場合がある」という指摘の他、黒田（一九七九）金水（一九九九）等で、独り言にはソ系が現れ難いことが既に議論されている為、本論ではこれ以上扱わない。

（17）（自分自身に）あのバックは誰のかな。

（18）（同じバックを指して聞き手に）田中君、そのバックは誰

（田窪一〇〇一、200頁）（聞き手の近くにあるものはソ系

で指すが、独り言の場合ア系を用いる)

(電話による指示)

電話による直示は、田窪(一〇〇一、202頁)で「聞き手が存在している空間に話し手が存在していないと認識される場合は、その聞き手が存在している空間は近称制約を受け、ソ系列の指示詞しか使えない。電話で話している場面がその典型である」と指摘するように、近称制約を受ける指示である。

(19) (電話で) 甲 田中君、そこどい。

乙 ここは東京ドームの入り口。

(田窪一〇〇一、202頁より)

また、一節④あげた、以下の電話の場面における(3)「そこ」が、ソ系の直示の特殊なものであるとする立場(金水一〇〇〇〇)と、一般的な直示であるとする立場(渡辺一〇〇三)に分かれれるという問題がある。

(3) A もしもし、田中君ですか。

B はいはい、山田君?そこ、どこ?

(金水一〇〇〇より、162頁、再出)

この論議は、金水(一〇〇〇)の提案する直示(金水一〇〇〇〇)では、現場指示の特徴「独立性・同時性・所在既知性」(所在既知性とは、「話し手は指示している時点で指示対象の場所が分かっている」(161頁)こと)に関わる問題であり、金水(一〇〇〇)では(3)の「そこ」には所在既知性がないため、ソ系の直

示の中でも特殊なものであるとするのに対し、渡辺(一〇〇三)は(20)「ここ」にも所在既知性がないにも関わらず、直示が可能であることから、(3)「そこ」も同様に一般的な直示であるとし、金水(一〇〇〇〇)説の非妥当性を主張する。

(20) ここ、どうですか?

(渡辺一〇〇三、424頁)

上記には様々な問題が含まれているが、最も大きな問題は渡辺(一〇〇三)と金水(一〇〇〇〇)の所在既知性の解釈の相違にあると推測される。

渡辺(一〇〇三)では所在既知性について、指示対象の所在地(存在する場所=地名等)に関する情報の既知と解釈しているが、この場合の所在既知性の有無の差とは、指示対象(この場合、電話の相手)が本当に「そこ」に所在する(=存在すること)かどうかの既知の有無の差である。これについては、以下の(21)(22)例で検証してみる。

(21) (電話で) 田中1 もしもし、山田君。

山田1 はいはい、そこ、どこ?

(金水一〇〇〇より、162頁、再出)

山田2 うそ。そこにいるはずない。

(22) (歩いていて)

田中1 ここは、刀根山。ここ、どこ?

山田2 ねえ、山田君。ここ、どこ?

田中1 ここは、刀根山。

山田2 *うそ。ここにいるはずない。

上記の例文 (21) (22) の山田一「そい」「ここ」は、両者とも所在位置情報（場所の名称）についての問い合わせと解釈され非文とはならない。

しかし、(21) (22) の山田二で示すように、結局 (21) のよう

な電話による会話では、話し手には聞き手の所在 (＝「そこ」に存在すること) に関する確かな認識はない為、所在に関する否定はできる。しかし、話し手の所在位置である (22) 「ここ」については、自分自身が発話場所に所在 (＝「ここ」に存在すること) することは、勿論確かな認識があり否定することは出来ない。

このように一見すると同じ直示に見える山田一 (21) 「そこ」 (22) 「ここ」であるが、実は (21) の「そこ」は、先の (4) の IV 場面である「話し手と聞き手の、談話空間及び談話時間が一致する場」の条件を満たしていない特殊な直示である。

そこで、本論ではこのようなソ系の直示を「みせかけの直示」⁽⁹⁾ と呼ぶが、(4) の IV 場面の条件を満たしている場合でも、ソ系には「みせかけの直示」が見られる。

(23) a (夫が妻に)

 ちょっとそこまでタバコを買いに行つてくる。

 b A はさみどい? B その辺にあるでしょ。

このソは、金水（一九九九）で曖昧指示表現とされるものであり、これらは言語外世界に確定的な値を持たない。そしてこのような直示はコ・アには全く不可能で、ソのみにな

ぜ、この「みせかけの直示」が可能なのかということは、ソのコ・アにはない特性の問題であり、これについては稿を改めたい。

五 まとめ

以上のまとめと、これから課題について述べておく。

先行研究において、コソアの直示は様々な形で、その用法が論議されてきた。しかし、これらの中には、直示の概念が明確に規定されてこなかつた為に、いわばそれ違った形で議論されたことが、少なからずあつたのではないかと思われる。

そこで本論は、原則的な直示を (4) で定義することにより、様々な例外的に見える直示の起り得る状況を、予測可能とすることを試みた。

「指示」とは、話し手が「(対象を) 指示する」という行為と、聞き手が「(対象を) 同定する」という行為を伴うものであり、また「直示(ダイクシス)」とは、話し手が (4) の条件下で、コソアの発話のみを行うものである。そして、話し手は (1) の身体的指示動作を行うことを明らかとした。(聞き手も、話し手から与えられた距離(人称)・属性(語彙)情報と発話状況、また話し手の身体的指示動作(行われた場合のみ)から総合的に対象を同定する)

但し、あくまで上記の定義は試論であり、まだまだ修正が必要であろう。

最後に、コソアによる直示（ダイクシス）は、本論で指摘したようにⅣ場面やⅢ対象が変わることにより様々な制約を見せるが、筆者がこれまでに行ってきた歴史的なテキストを対象とした古代語の指示詞研究に、今回指摘したことなどをどのように対応させていくのか、といった問題がある。

また、指示代名詞「(コソア) +—ル、—ロ、—ル」のみではなく、述語に係る指示副詞「(コソア) +—ンナ風ニ、—ウヤッテ」等の問題もある。

これらについては、今後の研究で明らかにしなければならない大きな課題であろう。

注

(1) 本論では「ダイクシス」の訳語である「直示」を使用する。

(2) 吉本（一九九一）では、まず指示を直接指示と間接指示に分け、直接指示はさらに現場指示と文脈指示に分けられる。また、間接指示とは総称指示・唯一指示という下位分類を持つ、普通名詞による指示である。

例（総称指示）鯨は哺乳動物である。魚ではない。（108頁）

なお本論では、関係する直接指示のみを表一に載せた。

(3) 渡辺（110011）のこの分類は Fillmore（一九九七）に基づいている。あた Levinson（一九八二）では、次の（1）aを動作的用法（gestural usage）、bを象徴的用法（symbolic usage）とする。

(1) a This finger hurts. (j) の指が痛い) b This city sti-
nks. (j) の街はもぐもぐ)

(4) 金（110010）では、「指差し行為が伴わない」という象徴的直示の特徴は、必要条件であって、十分条件ではない。」（5頁）と、「指差し」と「象徴的直示」の関係を述べているだけで、（一般的な）直示に「指差し」が義務的であるとはいえない。

(5) 田邉（110011）では本論の（13）「本」のように普通名詞が、現場の要素を直示しているように指示することができる」とについて、日本語では属性により発話現場にある対象を同定することとが語用論的な操作として可能であるからとする。日本語では普通名詞は属性を表す場合と、属性によりすでに同定されている対象を指示する場合は区別できない。それに対しても、英語のような不定冠詞と定冠詞を区別する言語では、この機能は明確に分離している。

(6) 堀口（一九八七）はソについても、「対話や手紙などで聞き手が特定の場合には、「ソノ」「ソチラ」「ソノ町」「ソノ国」などの中称で、常に聞き手がその中に存在する場所を絶対的に表すものもある」（89頁）とする。

(7) ソの近称制約は、Hoji et al (110000) ⊗ condition on proximal construal に、基づいている。

(8) ソ系的な領域外がア系的な領域となる。また、ソ系的な領域の問題もあるが、ここではソ系を中心とする想、これ以上は扱わない。

(9) 金水（110000）では、ソの現場指示が直接的な指示しではなく、「あなたのそばの」のような記述的な意味である可能性を指摘している。

参考文献

- 奥田靖雄 (1990) 「deixis のじみ」『教育国語』四一、教育
科学研究会・国語部会編、むき書房、6~20頁。
- 岡崎友子 (1990) 「指示副詞の歴史的变化」『ヒューラー サ 系列・
ノ系を中心として』『国語学』第五三卷三号 (通巻209号)、国語学会、
1~17頁。
- 金善美 (1990) 「現場指示と直示の象徴的用法の関係」『韓対
照研究の観点から』『日本語文法』四卷一号、日本文法学会、3
~21頁。
- 金水敏・田達行則 (1990) 「談話管理理論からみた日本語の指
示詞」『認知科学の発達』三、認知科学学会、講談社、85~15頁。
- 金水敏・田達行則 (1991) 「指示詞」ひつじ書房。
- 金水敏 (1990) 「指示詞 直示再考」『別冊國文學 現代日本語
必携』學燈社、16~133頁。
- 金水敏 (1999) 「日本語の指示詞における直示用法と非直示用
法の関係について」『自然言語処理』六一四、自然言語処理学会、
論文集・英語と日本語と、へんしお出版 (金水・田達一九九一)、91
~104頁。
- 久野 暉 (1971) 『日本文法研究』大修館書店。
- 黒田成幸 (一九七九) 「(口)・(ノ)・(ア)について」『林栄一教授還暦記
念論集・英語と日本語と』へんしお出版 (金水・田達一九九一)、91
~104頁。
- 田達行則 (1990) 「ダイクシスと談話構造」『講座日本語』日本
語教育十一、明治書院、127~147頁。
- 田達行則 (1990) 「談話における名詞の使用」野田尚史他編
『複文と談話』岩波書店、193~216頁。
- 堀口和吉 (一九八七) 「指示語の表現性」『日本語・日本文化』八、
大阪外国语大学 (金水・田達一九九一)、74~90頁。
- 三上 章 (一九七〇) 「ノンア ベ 抄」『文法小論集』へんしお出版、
145~154頁。
- 吉本啓 (一九九一) 「日本語の指示詞コノアの体系」(金水・田達一
九九一)、145~122頁。
- 渡辺伸治 (1990) 「ダイクシスと指示詞の全体像の解説の試み—
『言語文化共同研究プロジェクト2000』『中国語における指示をめぐ
る』大阪大学言語文化部大阪大学大学院言語文化研究科、1~20頁。
- 渡辺伸治 (1990) 「ダイクシスと指示詞コノア」『言語文化研
究』二十九、大阪大学言語文化部大阪大学大学院言語文化研究科、
417~433頁。
- Fillmore, Charles J. (1997) *Lectures on Deixis*. CSLI Publications.
- Hoji Hajime, Satoshi Kinsui, Yukinori Takubo and Ayumi Ueyama (1990) *On the Demonstratives in Japanese*. Seminar on Demonstratives, held at ATR. (November 29, 2000).
- Levinson, Stephen C. (1981) *Pragmatics*. Cambridge University Press. (『英語語用論』一九九〇、萩井稔・奥田夏子訳、研究社)
- (本学大学院助手) —